

尾道市議会基本条例をここに公布する。

平成26年6月25日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第86号

尾道市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動の原則（第2条・第3条）

第3章 市民と議会との関係（第4条―第6条）

第4章 議会と市長等執行機関との関係（第7条―第9条）

第5章 議員間の自由討議（第10条）

第6章 委員会の活動（第11条―第13条）

第7章 政務活動費（第14条）

第8章 議会の機能強化（第15条―第20条）

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条―第22条）

第10章 最高規範性と条例の検証（第23条―第25条）

付則

尾道市議会は、明治31年の市制施行以来、先人たちの努力により信頼される議会を目指してきた。今後も、将来にわたり、尾道水道を中心とする開港800有余年の歴史と伝統を持つ町、その凝縮した景観が醸し出す美しい尾道を守り、住みよい尾道を築くため、最大限の努力をしていく決意である。

議会の役割は、市民の多様な声を議会での議論を通して市政に反映し、生かすことであり、市長との緊張関係を保ちつつ監視機能と政策形成機能を高め、積極的に市民に対して広報活動を行うことにより、身近で開かれた議会を目指すものである。

そこで、尾道市議会は、民主主義の原則にのっとり、二元代表制の一翼を担う議会としての責務を果たすため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと、尾道市の議事機関である議会及び議員の役割を明確にするとともに、地方分権の時代にふさわしい市民参加を原則とした、開かれた議会の実現を図ることにより、市民生活の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動の原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、日本国憲法により設置が義務付けられている議事機関であることの重みを自覚し、次に掲げる活動の原則を定める。

- (1) 議会は、市長に対し適切な行政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (2) 議事運営は、常に公平公正を旨として行うこと。
- (3) 市民にとって論点及び争点を分かりやすくするため、自由闊達な議論を最大限保障すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、直接市民から選ばれた二元代表制の一翼を担う機関の一員であることを自覚し、次に掲げる活動の原則を定める。

- (1) 日常不断に広く市民の声を聴くための活動を行うこと。
- (2) 議案を事前に十分調査し、市民に分かりやすい言葉による議論を行い、その必要性及び問題点を明らかにすること。
- (3) 特定の地域又は分野だけでなく、常に全市域及び市政全般にわたって調査し、積極的に提案を行うこと。
- (4) 議員は、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動をするとともに、長期的展望を持つて的確な判断が行えるよう、日常的に調査を行い、自己の能力を高める努力を行うこと。
- (5) 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保つとともに、公務である議会活動を最優先するよう努めること。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加及び市民との連携)

第4条 議会は、市民に対して積極的にその有する情報を発信し、説明責任を果たすとともに、公聴会制度、参考人制度等を活用することにより市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

- 2 議会は、市民から提出された請願を審査する場合において、必要があると認めるときは、提出者の意見を聴く機会を設けること

ができる。

(議会報告会)

第5条 議会は、市民への情報提供及び市民との連携を積極的に推進する観点から、議会報告会を開催するものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

(広報広聴の充実)

第6条 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、その諸活動に関して議会だよりの発行など積極的な広報広聴に努めるものとする。

第4章 議会と市長等執行機関の関係

(議員と市長等執行機関との関係)

第7条 議会審議における議員と市長その他執行機関及びその職員(以下「市長等」という。)は、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 前項の緊張関係の保持に努めるべく議員の市長等に対する質疑及び質問は、広く市政の課題に関する論点及び争点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第8条 議会は、提案される重要な政策、施策、事業等(以下「事業等」という。)について、論点を明確にし、審議を深め、事業等の水準を高めるとともに、市民に公開するため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 事業等を行う目的及び理由
- (2) 事業等を行うに至った経緯
- (3) 比較検討した代替案及びその内容
- (4) 事業等の実施に要する経費、その財源等
- (5) 将来にわたるコスト計算
- (6) 事業等の効果予測
- (7) 他の自治体の類似する事業等との比較検討

(議決事件の追加)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件については、その拡大に向け、議会の監視機能上の必要性及び市長の政策執行上の必要性を比較考慮の上、別に条例で定める。

第5章 議員間の自由討議

(議員間の自由討議)

第10条 議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くしていかなければならない。

2 議会は、原則として委員会活動を中心に議員間討議を行うものとする。

第6章 委員会の活動

(委員会の運営)

第11条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員長は、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

3 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

(常任委員会の活動)

第12条 常任委員会は、所管に関わる市政の課題について、市長提案の議案等の審査及び所管事項の調査並びに政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

(特別委員会の運営)

第13条 議会は、重要案件と認識した政策に関して、特別委員会を設置し審査を行うとともに、その過程を市民に公開するものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第14条 議員は、政策立案又は政策提案を行うため、並びに調査及び研究に資するため交付される政務活動費の執行に当たっては、尾道市議会政務活動費の交付に関する条例(平成14年条例第5号)を遵守しなければならない。

2 議会は、政務活動費の執行状況を議会だよりその他適切な方法で公開し、使途の透明性を確保するものとする。

第8章 議会の機能強化

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策立案能力をはじめとする資質の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるため、議員研修会を開催するものとする。

3 議会は、市政の課題を広い視点から捉えるために他の自治体の事例を調査研究するよう努めなければならない。

(交流及び連携の推進)

第16条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営について意見交換するため積極的に交流及び連携を図るものとする。

(専門的知見の活用)

第17条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査について、大学その他研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者を積極的に活用することができる。

(議会事務局の体制整備)

第18条 議会は、議会の政策形成及び立案を補助するため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第19条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに機能の強化に努めるものとする。

(予算の確保)

第20条 議会は、議事機関としての機能を充実させるため、必要な予算の確保に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

第21条 議員は、市民の代表としてその責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

(議員定数)

第22条 議員定数は、尾道市議会議員定数条例(平成22年条例第37号)に定めるところによる。

2 議会は、議員定数の改定に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、人口、面積、財政力、類似する市の議員定数等と比較検討し、決定するものとする。

第10章 最高規範性と条例の検証

(最高規範性)

第23条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

(議会改革)

第24条 議会は、より一層その責務を果たすとともに、公平、公

正及び透明で市民に開かれた議会の実現のため、継続的に議会改革に取り組むものとする。

(条例の検証)

第25条 議会は、必要に応じてこの条例の目的及び趣旨の達成状況を議会運営委員会において検証し、その実践に努める。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、必要と認められる場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議会の役割を明らかにするとともに、議会活動及び議員活動の充実のために必要な基本理念及び基本的事項を定めるための条例制定である。